

令和2年 8月20日初版
令和2年 10月29日改訂
令和2年 12月16日改訂
令和3年 1月 7日改訂

斜里町立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応マニュアル

斜里町教育委員会

令和2年5月の緊急事態宣言の解除を受け、令和2年6月から町立学校において学校教育活動が再開されました。現在、国内において、再び新規感染者数の増加が見られており、町立学校においては十分な警戒感をもって感染症対策を講じています。

学校において感染者が発生した場合には、文部科学省が発出した『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』に基づいて、以下の通り対応します。なお、今後のマニュアルの改訂により対応が変更になる場合があります。

記

1. 「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意志の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	・拡大局面では、感染リスクの高い活動を停止 ・収束局面では、感染リスクの低い活動から徐々に実施 (近隣の感染状況に応じて判断する)	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1		適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

※レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断します。

(参考) 感染レベルの対応表

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準の地域の感染レベル	北海道の警戒ステージ	国の新型コロナウイルス感染症分科会提言における分類	
		ステージ	感染の状況
レベル 3	ステージ 5	ステージⅣ	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階
	ステージ 4	ステージⅢ	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階
レベル 2	ステージ 3	ステージⅡ	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積される段階
	ステージ 2		
レベル 1	ステージ 1	ステージⅠ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階

2. 体調不良者（発熱等の風邪症状）が発生した場合の対応

家庭内で発生	学校内で発生
症状がなくなるまでは、自宅で休養するよう指導します。	当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは、自宅で休養するよう指導します。なお、安全に帰宅できるまでの間、学校に留まることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。

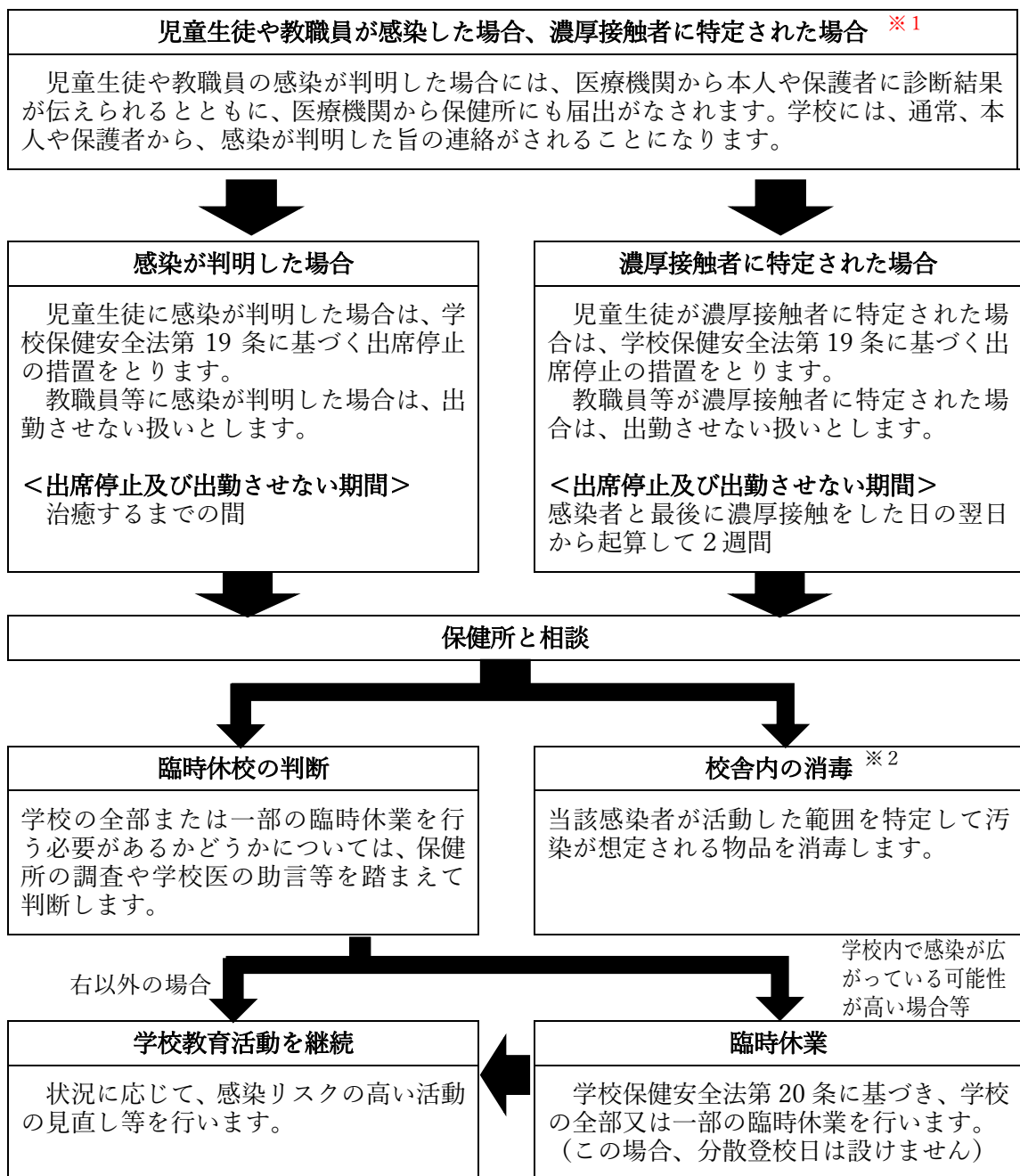


指導要録上の扱い
欠席日数とせずに、出席停止・忌引等の日数として記録します。

※教職員に体調不良者が発生した場合も症状がなくなるまでは、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

※感染レベル 2 以上の場合は、同居の家族に風邪症状があれば、登校させない指導を行います。

3. 学校において感染者が発生した場合、濃厚接触者に特定された場合について



※1 同居する家族が濃厚接触者となった場合は、濃厚接触者である家族の PCR 検査の状況や保健所の指導内容を踏まえ「出席停止」の必要性を判断します。

※2 消毒は、教職員の負担軽減のため専門事業者を入れて消毒を行うことを原則とします。

〔児童生徒教職員〕の同居する家族が濃厚接触者になった場合 報告様式4【教職員・発生報告】

児童生徒等 教職員	校長	斜里町教育委員会	北海道教育委員会
【児】連絡 【職】連絡	町教委へ報告	道教委へ報告	報告先 【児】教育局教育支援係 ※電話連絡のみ 【職】教育局教職員係 【職】本庁健康管理係
	濃厚接触者である家族のPCR検査の状況 や保健所の指導内容を踏まえ「出席停止」 の必要性を判断		

〔児童生徒教職員〕が〔PCR等検査を受けた濃厚接触者に特定された〕場合 報告様式1【児童生徒・発生報告】
報告様式3【児童生徒・出席停止】
報告様式4【教職員・発生報告】

児童生徒等 教職員	校長	斜里町教育委員会	北海道教育委員会
【児】欠席連絡 【職】休暇連絡	町教委へ報告 (※1)	道教委へ報告 (※1)	報告先 【児】教育局教育支援係 【職】教育局教職員係 【職】本庁健康管理係
	陽性であった場合の対応について、校長と町教委で協議 (臨時休業実施の有無、範囲等)		

※1 報告項目は以下の通りとします。

- ア. 学校名、**感染者の氏名**、性別、学年・学級（職名・担当）
- イ. 感染者の**続柄**（濃厚接触者に特定された場合）
- ウ. 発症日（症状がある場合）
- エ. 現在の症状
- オ. 最終登校（勤務）日
- カ. 検査予定実施日（および判明予定日）
- キ. 所管保健所名
- ク. 保健所からの指示内容
- ケ. その他参考となる事項
- コ. 学齢の兄弟姉妹、学校関係者の有無

〔児童生徒教職員〕のPCR等検査の結果が判明した場合（陰性） 報告様式1【児童生徒・発生報告】
報告様式3【児童生徒・出席停止】
報告様式4【教職員・発生報告】

児童生徒等 教職員	校長	斜里町教育委員会	北海道教育委員会
「陰性」連絡	【児】出席停止の措置 【職】自宅待機の措置		
	町教委へ「陰性」を報告	道教委へ「陰性」を報告	報告先 【児】教育局教育支援係 【職】教育局教職員係 【職】本庁健康管理係

(児童生徒等教職員) の PCR 等検査の結果が判明した場合 (陽性)
 報告様式 1 【児童生徒・発生報告】
 報告様式 2 【児童生徒・臨時休業】
 報告様式 3 【児童生徒・出席停止】
 報告様式 4 【教職員・発生報告】

児童生徒等 教 職 員	校 長	斜里町教育委員会	北海道教育委員会
「陽性」連絡	町教委へ電話で速報 その後メールで続報	道教委へ電話で速報 その後メールで続報	報 告 先 【児】 教育局教育支援係 【職】 教育局教職員係 【職】 本庁健康管理係
	【児】 出席停止の措置 【職】 自宅待機の措置	保健所に臨時休業の 必要性を相談	
	保健所の調査への協力 (※ 2) (※ 3)		
	校長と町教委が保健所と相談の上、次の事項を検討 ・学校関係者に対する調査 (濃厚接触者) の範囲 ・地域のまん延状況 ・学校内の消毒の必要性の有無 ・対策本部の公表内容 ・臨時休業の必要性およびその範囲に関する助言内容 学校での整理事項 ・保健所の助言を踏まえた臨時休業に関する校長の意向 ・当該校の保護者への説明方法および内容 ・報道機関への情報提供の有無、方法および内容		
	町教委が校長と協議の上、臨時休業実施の有無を決定 ※臨時休業実施の場合、次の事項 ①臨時休業の期間、範囲およびその理由 ②当該学校の保護者への連絡内容 ③報道機関への情報提供の方法および内容		
	臨時休業の場合、他の保護者、 地域、報道への情報提供が必要 である旨、当該児童生徒の保護 者 (教職員) に説明 (※ 4)	道教委へ臨時休業の有無を報告	報 告 先 【児】 教育局教育支援係 【職】 教育局教職員係 【職】 本庁健康管理係
保護者 (教職員) の了承	保護者に対しメール等で連絡 ①本校の児童生徒 (教職員) に 感染が発生したため、臨時休業 の措置をとること ②児童生徒等が PCR 検査を受け た場合は、学校に連絡するよう 依頼する ③保健所から児童生徒等の PCR 検査結果の連絡があった場合は、 学校に連絡するよう依頼する ④差別や偏見が起きないよう 児童生徒への指導について保護 者に依頼する	報道機関への提供資料を道教委へ 事前に提供	報 告 先 【児】 教育局教育支援係 【職】 教育局教職員係 【職】 本庁健康管理係
		報道機関に資料提供	

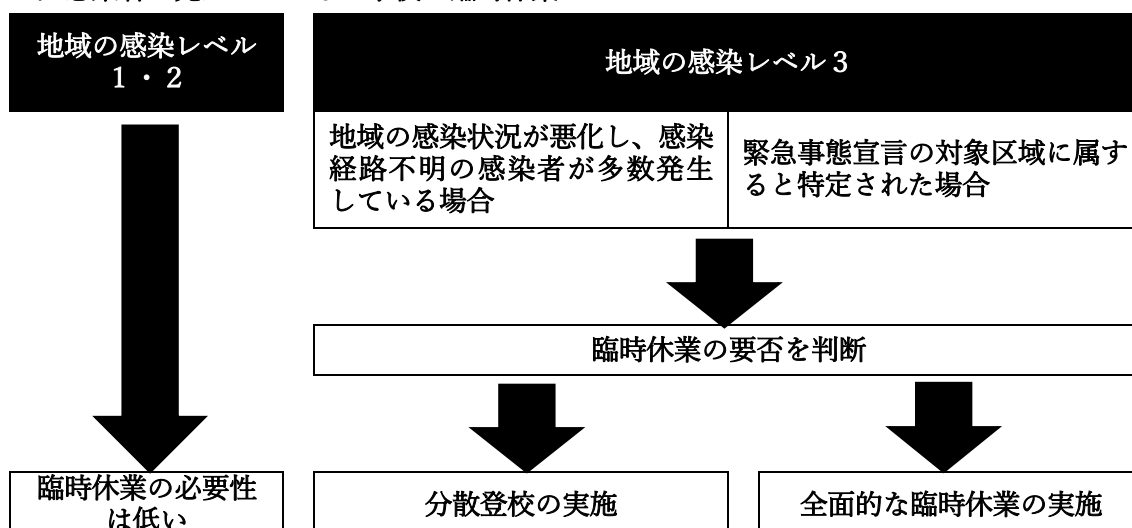
※2 保健所が学校に対して調査を行った項目の例は、以下の通りです。

- ア. 当該感染者の学校における行動履歴（発症日の2～3日前から）
- イ. 当該感染者のマスクの着用と種類（布製や不織布製など）
- ウ. 他の生徒のマスクの着用の有無
- エ. 学校の見取り図、職員室の配席図
- オ. 教室内の配席図（各授業）と座席の距離や机のサイズ
- カ. 授業の形態、時間割
- キ. 給食時の場所と座席、次の時間にその場所に着席した児童生徒
- ク. 他の児童生徒等（教職員）の出欠状況および過去2週間の発熱者の把握状況
- ケ. 教職員と児童生徒等の接触状況
- コ. 学校の感染症対策（消毒・換気等）

※3 保健所が学校に対して調査を実施しない場合もあります。

※4 教職員の場合は、臨時休業の有無にかかわらず、原則情報提供が必要です。

4. 感染者が発生していない学校の臨時休業について



5. 地域の感染レベル別の臨時休業の考え方について

感染レベル	感染者が判明した学校の臨時休業	地域一斉の臨時休業
レベル3	学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて判断します。	生活圏におけるまん延状況を踏まえ、臨時休業の可否を判断します。（分散登校日を設ける場合があります。）
レベル2		臨時休業の必要性は、低い状況です。
レベル1		

レベル3 … 生活圏内の状況が、「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況

レベル2 … 生活圏内の状況が、①、②のいずれかの場合

①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域

②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

レベル1 … 生活圏内の状況が「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの

6. 保護者向け周知文書

(表面)

保護者の皆様へ (2020.8.26 Ver.3)

北海道教育委員会

「学校の新しい生活様式」のうち、マスクの着用や消毒の取扱いが改訂されましたので、お知らせします。

学校生活における新型コロナウイルスへの対策としては、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要であるという考え方から、次のポイントのように改訂されましたので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



北海道スタイル

「学校の新しい生活様式」のポイント

※ 今回変わったところは、下線部分です

基本的
な
対策





- ☐ 手洗いは、流水と石けんで、こまめに、丁寧に（30秒程度）行います。
- ☐ マスク は、児童生徒及び教職員ともに、身体的距離が十分とれないときに着用します。
 - ・気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、マスクを外します。
 - ・体育の授業では、マスク着用の必要はありません。
- ☐ 換気 を、定期的に行います。※教室内の温度は適切に管理します。
- ☐ 消毒 は、感染者が発生した場合でなければ基本的には必要ありません。
 - ・通常の清掃活動の中に、ポイントを絞って消毒の効果を取り入れます。

※床は、通常の清掃活動の範囲で対応します。

※机・椅子は、家庭用洗剤等を用いるなどして、拭き掃除を行います。

※大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回、消毒を行います。（家庭用洗剤等を用いた拭き掃除で代替可能）

※トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて清掃します。

※共有する物（器具・用具など）は、使用前後に手洗いを行います。

※別紙「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」をご参照ください。

- ☐ 身体的距離（座席配置）を、可能な限り1～2メートル確保します。
- ☐ 発熱などの風邪症状がある場合は、自宅で休養させてください。

※その場合、「出席停止」として取り扱います。

感染症
の
学習

子どもたちが、新型コロナウイルス感染症について正しく理解し、

- ☐ 自分から感染リスクを避けることができるよう指導します。
- ☐ 差別や偏見のない適切な行動をとることができるよう指導します。

※裏面の「参考資料」「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!」をご覧ください。

臨時休業
等の判断

- ☐ お子様に感染等の事由が生じた場合は、出席停止等の対応を行います。

※裏面の「新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について」をご覧ください。

- ☐ 保健所等の助言を受け、学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、臨時休業の必要性や規模（学級単位、学年単位、学校全体）等を判断します。

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～学校の新しい生活様式～（2020.8.6 Ver.3）」（文部科学省）を参考に作成

7

(裏面)

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について

共同生活の場である学校においては、最大限の感染予防対策が必要です。
つきましては、力が一、お子様が感染したときなど、次に該当する事由が生じた場合は、速やかに学校の相談窓口へ情報提供いただきますよう、ご協力をお願いします。
また、保健所が学校を通して疫学調査を実施する場合には、調査にご協力いただきますよう、重ねてお願いします。
ご提供いただいた情報については、個人情報保護の観点から取扱いに万全を期してまいります。

濃厚接触者になった場合は、保健所から本人又は保護者に濃厚接触者に指定された旨の連絡が入ります。

【お子様の状況と学校の対応】

	お子様の状況	学校の対応
①	感染した	治癒するまでの間「出席停止」の取扱いとなります。
②	濃厚接触者になった	14日間の「出席停止」の取扱いとなります。
③	同居する家族が濃厚接触者となった	濃厚接触者である家族のPCR検査の状況や保健所の指導を踏まえ、「出席停止」の必要性が判断されます。
④	発熱等の風邪症状がある	症状が消失するまでの間「出席停止」の取扱いとなります。 (感染が拡大している地域では、同居する家族が発熱等の風邪症状がある場合も同様の取扱いとなります。)

保護者の皆様へお願い

お子様が感染したり濃厚接触者となった場合には、次の事項を学校に連絡してください。

・氏名 / ・判明期日 / ・現在の健康状態 / ・保健所の指示内容 / ・担当となる保健所名



不安を感じたら、相談してください

- ・お子様の感染に不安を感じる
- ・感染後に発生した偏見が気になる
- ・手洗いや消毒による健康への影響が心配

など、新型コロナウイルスに関する不安や悩みが生じた場合は、学校の相談窓口や、北海道教育委員会の「子ども相談支援センター」に相談してください。



北海道教育委員会
「子ども相談支援センター」
☎：0120-3882-56 (24時間無料)
Email: doketisodan@hokkaido-e.ad.jp

差別や偏見がなくなるよう、ご協力をお願いします

新型コロナウイルスの感染者が出た地域では、感染者やその家族、感染後の治療にあたる医療従事者への偏見・差別が生じてしまうことがあります。
感染がまん延していない日常から、ご家庭でも差別や偏見についてお子様とお話ししていただきますようお願いいたします。

＜参考資料＞「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう!」日本赤十字社

